

パート、アルバイト、派遣社員、  
契約社員、嘱託などで働く方、必見です!!

# 働くときのルールが 変わります!



連合キャラクター  
ユニオニオン

## そんなあなたに、NEWSです!!

# 労働契約法が改正されました!

1年や6ヶ月など期間に定めのある「有期労働契約」で働く人の雇用の安定などを目的として、労働契約法が改正されました。

point!

1

### 無期労働契約への 転換

有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるようになります。

施行日 2013年4月1日

point!

2

### 最高裁判例の 「雇止め法理」の法定化

「雇止め」\*について、有期労働契約でも繰り返して更新され、無期労働契約と同じ状態であると認められる場合などは、その「雇止め」に解雇のルールが適用されます。

施行日 2012年8月10日

point!

3

### 不合理な労働条件の 禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより、不合理に労働条件を相違させることが禁止されます。

施行日 2013年4月1日

\*「雇止め」とは、使用者が契約更新を拒否し、契約期間の満了により雇用が終了させられることをいいます。

## 派遣で働く方へ

派遣で働く人の保護と雇用の安定を図るため、  
労働者派遣法が改正されました。

注目!



### 2013春季生活闘争中!

すべての労働者の待遇改善を追求し  
「働くことを軸とする安心社会」を  
実現しよう

~賃上げ・労働条件の改善で、  
デフレからの早期脱却を~



- 待遇に関する事項などの説明が義務化されます。
- 派遣先の社員との均衡に向けた配慮が義務化されます。
- 派遣労働者への派遣料金の明示が義務化されます。
- 無期雇用への転換推進措置が努力義務化されます。

施行日 2012年10月1日

こんな経験、ありませんか?

何年も働いていたのに突然  
「契約更新をしない」と言われた。



正社員には交通費があるのに  
パートには全くない。



派遣先に「明日から来なくていい」と  
と言われた。

**「連合」**(日本労働組合総連合会)は、1989年に結成された日本の労働組合のナショナル・センター(中央労働団体)です。54の「構成組織」(産業別労働組合等)が加盟し、全国47都道府県に「地方連合会」があります。加盟組合員は約675万人。すべての働く人のために、雇用と暮らしを守る取り組みを進めています。

<http://www.jtuc-rengo.or.jp>

連合

検索

# 連合なんでも 労働相談ダイヤル

0120-154-052

どうしよう？ 困った！  
労働問題で悩んだら、  
まず連合に相談しよう！



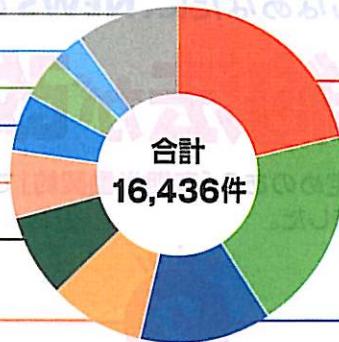
- 専門のスタッフが労働相談に応じます
- 組合員でなくても相談できます
- 秘密厳守！安心して電話してください
- 必要に応じて直接面談も行います
- 組合づくりのお手伝いもします
- ひとりでも入れる組合もあります
- 労働問題は悩むよりもまず相談
- 連合には675万人の心強い仲間がいます
- 問題解決に向けて一緒に頑張りましょう



全国からこんな相談が寄せられています！

## 労働相談内容の内訳（2011年）

その他	9.8%
安全衛生関係(労災、安全衛生等)	3.2%
労働組合関係(組合結成、不当労働行為等)	4.1%
保険・税関係(社会保険、税金等)	5.5%
退職関係(退職金、再雇用等)	6.4%
労働時間関係(労働時間、休日等)	8.1%
差別関係(パワハラ、セクハラ、嫌がらせ等)	9.2%



出所：連合「なんでも労働相談ダイヤル」2011年1月～12月集計

## 相談者の方からの声

連合の労働相談ダイヤルをご利用いただいた方から、こんなお手紙やメールが寄せられています。

連合の方に親身になって相談に乗っていただき、大変感激しています。ようやく採用されて、頑張ろうと思っていた矢先に解雇となり、大きなショックを受け、一人で不愉快な思いで悩んでいた時に、連合の存在を知って、お話を聞いていただき、少し気が楽になりました。弱い一労働者の味方になって下さり、本当にありがとうございます。

派遣切りが話題になり、自分の立場に危うさを感じ、一人で悩んでいたところ、連合の労働相談を知りました。スタッフの方は、私の疑問や不安な気持ちに真摯に耳を傾け、法の解釈や事例など説明してくださいました。本当にありがとうございました。引き続き、非正規労働者の待遇改善に向けての支援をお願いします。

解雇に際して、色々相談に乗って頂きありがとうございました。皆さんの助けで何とか会社に残れていることを実感しています。皆さんの協力で得たチャンスを活かし、前向きな気持ちで頑張っていきたいと思います。

相談してから早いものでもう1ヶ月経ちました。もう一度御礼を言いたくてお手紙を書きました。本当に連合の皆さんには助けて頂き、その温かい心づかいにも大変感謝しています。本当にありがとうございました。これからも働きやすい職場が増える事を願っています。

## 安心して働きたい！連合に相談しよう！

「相談ダイヤル」実施日 ⇨ 2月7日(木)～9日(土) 10:00～19:00

イコウヨレンゴウニ

連合愛媛 0120-154-052

〒790-0066 愛媛県松山市宮田町132 愛媛県勤労会館4階

東予地協

〒792-0025 愛媛県新居浜市一宮町2-4-3 かねだビル2F西

中予・今治地協

〒790-0066 愛媛県松山市宮田町132 愛媛県勤労会館別館3F

南予地協

〒798-0040 愛媛県宇和島市中央町2-4-10 宇和島労働会館2F